

実務対応報告公開草案第11号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」について

事業税は本来外形基準によって課されるものとされている。電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人は、特に「事業」の規模、活動量を表す基準を定めて課税されている。それ以外の法人については、たまたまその基準を所得に置いているだけであり、外形基準（この場合の所得は外形基準のうちに含まれる）によって課税されることに変わりはないと考えられていた。

そこで、かつては損金算入が強調されたためか、事業税の全額を「販売費及び一般管理費」或いは「売上原価」、即ち「営業費用」に表示することが多かった。...

その後、法人の所得に基づいて計算される事業税は、所得に基づいて課される法人税、住民税と同じ扱いをすべきだという考えになり、また、平成10年に税効果会計が導入されたこともあり、「利益に関連する金額を課税標準とする事業税」は、法人税、住民税と同じく、その全額を「法人税、住民税及び事業税」に表示することとされた。...

上記の場合、実質的に同種の標準によって計算されるものは同じ扱いをすべきであり、また、税効果会計の点からも、当該期の事業税額と税効果分（一時差異として税から控除）を対応させて表示する（中間納付分の扱いは捨象して）都合があったものと考えられる。

さて、平成16年4月1日以降開始事業年度については、外形基準たる付加価値割と資本割部分は「販売費及び一般管理費」（或いは「売上原価」にも配分）に表示し、所得を基に計算した所得割部分は「法人税、住民税及び事業税」に表示することが予定されている。

ところで、事業税の新外形基準は当然利益に関係なく計算され、資本割の課税標準は資本金等とされている。しかし、現在の住民税における均等割部分も利益に関係なく、資本金等の額に応じてクラス分けされた均等額として課される（付加価値割部分は、利益の額+収益配分額を基に計算されるが、付加価値額自体は利益の額に左右されないため、利益に関連しないとされている）にも拘らず、均等割は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示されている。また、事業税の資本割も住民税の均等割も、「法人税、住民税及び事業税」総額に占める比率はさして大きくないことが多いと考えられる。

そこで、会計の手続きを複雑化させないため、事業税の資本割部分は住民税の均等割と同様に扱い、特に多額となる場合は別として、原則「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示することとしては如何かと考える。